

水産庁委託事業

令和 2 年度 シラスウナギのトレーサビリティ手法確立事業 報告書

令和 3 年 3 月 19 日

一般社団法人 全日本持続的養鰻機構

国立大学 東京海洋大学

愛 知 県

高 知 県

宮 崎 県

千 葉 県（協力機関）

## 目 次

1 背景と目的.....	1
2 実施体制.....	2
3 検討方法	
(1) 総合検討会委員及び担当者.....	2
(2) 総合検討会及び地域検討会の日程と議題.....	3
(3) 第1回総合検討会の内容について.....	3
(4) 地域検討会の内容について.....	5
(5) 第2回総合検討会の内容について.....	5
(6) 各地域検討会の取組イメージ.....	6
4 考 察.....	7
5 資 料：シラスウナギトレーサビリティマニュアルVer.1	

## 1 背景と目的

ニホンウナギの生態や生活史は未だに解明されておらず、日本における採捕量は、年によって豊不漁の差はあるものの昭和 50 年代後半以降、減少傾向を示しており、令和元年の採捕量は 3.7 トンと過去最低を記録した。

このようなことから、平成 25 年には日本の環境省が、平成 26 年には環境保護団体「国際自然保護連合（IUCN）」が、ニホンウナギを絶滅危惧種としてレッドリストに掲載した。

一方、ウナギ資源を保全管理し持続的に利用するために、ウナギ資源を利用して養殖を行っている日本、中国、韓国、チャイニーズタイペイの 3カ国・一地域の非公式協議でシラスウナギの池入れ量に上限を設けた。（表 1）

また、日本においては、平成 27 年「うなぎ養殖業」が、農林水産大臣の許可を要する指定養殖業に指定され、シラスウナギの池入れ量に上限（21.7 トン）が設定された。

しかし、シラスウナギの採捕は夜中に行われ、その従事者数は全国で 2 万人を超えており、年によっては高値での取引が行われ、違法採捕や採捕量等の無報告が問題視されている。

本事業では、選定したモデル地区（愛知県、高知県、宮崎県、千葉県）において、シラスウナギ採捕や流通の実態把握を行うとともに地域検討会を開催し当該地区の課題等を抽出し、学識経験者、養鰻業者、シラスウナギ採捕者、流通業者及び関係都府県庁等からなる総合検討委員会で、モデル地区の課題等を集約しシラスウナギ採捕の実情や流通実態に即したシラスウナギのトレーサビリティ手法を確立することを目的とする。

表 1 各国・地域の池入数量上限値

（単位：トン）

各国・地域名	ニホンウナギ
日本	21.7
中国	36.0
韓国	11.1
チャイニーズタイペイ	10.0
計	78.8

## 2 実施体制

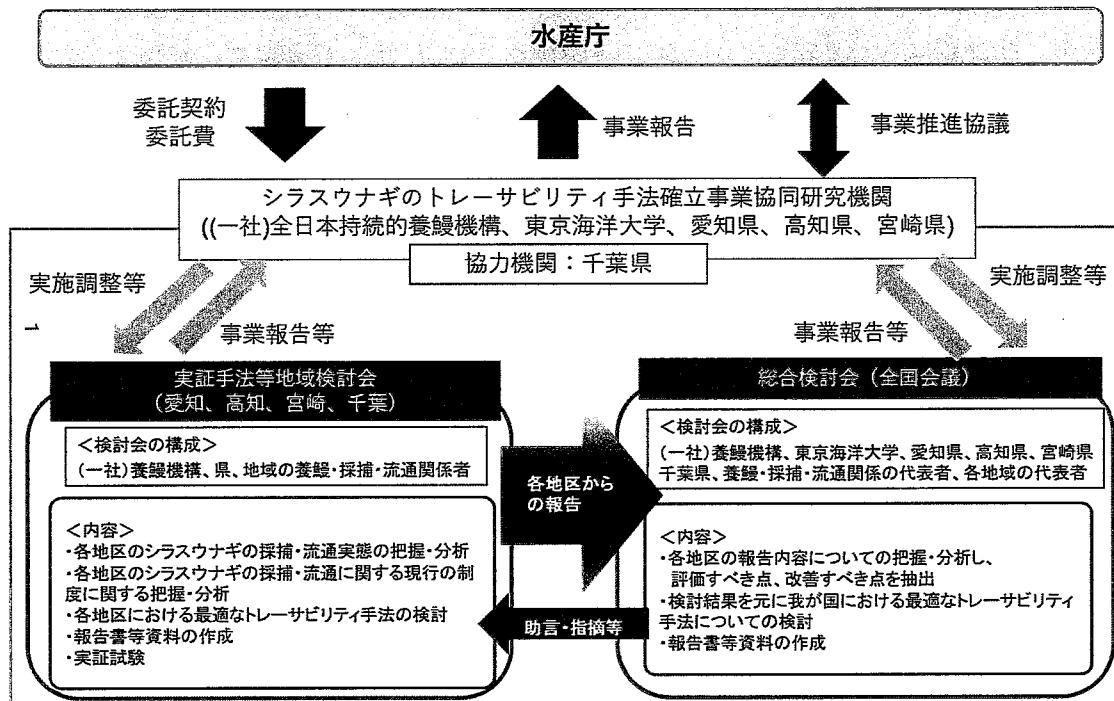


図 1 令和 2 年度シラスウナギのトレーサビリティシステム手法確立事業の実施体制

## 3 検討方法

### (1) 総合検討会委員及び担当者

表 2 総合検討委員会 委員

(敬称略・順不同)

区分	所属・役職	氏名
座長	国立大学法人 東京海洋大学 教授	舞田 正志
委員	日本シラスウナギ取扱者協議会 理事	外山 隆寛
	一般社団法人 全日本持続的養鰻機構 副会長	山本 浩二
	愛知県養鰻漁業者協会 養鰻生産管理委員会 会長	
	愛知県農業水産局 水産課 主幹	岡本 俊治
	高知県養鰻生産者協議会 会長	川村 寛二
	高知県水産振興部 漁業管理課 主幹	谷口 正雄
	一般財団法人 宮崎県内水面振興センター 専務理事	兼田 正之
	宮崎県農政水産部 水産政策課 漁業・資源管理室 主任主事	兒玉 憲彦

表3 担当者

所 属	氏 名	備 考
国立大学法人 東京海洋大学	舞田 正志	
愛知県	堀木 清貴	
高知県	谷口 正雄	
宮崎県	兒玉 憲彦	
一般社団法人 全日本持続的養鰻機構	若林 稔	
千葉県	吉野 暢之	協力機関

## (2) 総合検討会及び地域検討会の日程と議題

表4 日程と主な議題

年月日	区分	主な議題
令和2年9月7日	総合検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「シラスウナギトレーサビリティシステム」の目的、方針及び具体的な手法の確認について</li> <li>・ 各地域協議会におけるトレーサビリティシステム確立のための検討事項について</li> <li>・ 本年度事業の取組み方法について</li> </ul>
令和3年1月4日	事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トレーサビリティシステム（案）を発出</li> </ul>
令和3年1月13日	愛知県 地域検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トレーサビリティシステムの案について</li> <li>・ 令和2年度シラスウナギの流通実態調査について</li> </ul>
令和3年2月25日	宮崎県 地域検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トレーサビリティシステム（案）に対する地域検討委員からの意見のとりまとめ</li> </ul>
令和3年2月26日	高知県 地域検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度に検証するトレーサビリティシステムの案について</li> </ul>
令和3年3月11日	総合検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トレーサビリティシステム（案）についての地域検討会の意見</li> <li>・ 令和3年度実証試験について</li> </ul>

## (3) 第1回総合検討会の内容について

国立大学法人 東京海洋大学 舞田座長からシラスウナギのトレーサビリティの目的、方針及び具体的な手法について提案があり、共同研究機関である愛知県、高知県及び宮崎県がその内容を確認し、シラスウナギのトレーサビリティの趣旨を共有した。

舞田座長から提案のあった「シラスウナギのトレーサビリティの目的、方針及び具体的な手法について」は以下のとおりである。

## 目的・方針及び具体的な手法の確認について

### 1 目的

シラスウナギ流通に関わる事業者がシラスウナギの透明性の高い流通を確保し、資源量の正確な把握をすることで適切な資源管理を実現することを目的として、この目的に賛同する事業者が自主的に取組むシステムの構築を目指す。

### 2 方針

- (1) 本事業で構築するトレーサビリティシステムは上記目的の達成に向けて、真摯に取り組む事業者が自己の取り扱うシラスウナギが社会的な不正流通の批判を受けることがないようにするためのものであることを共有する。
- (2) 本事業で構築するトレーサビリティシステムは、外部からの要求や不正流通の指摘を受けた場合に検証可能なシステムであり、検証によって不正流通がないことを証明できるものとする。
- (3) 採捕業者の段階では、採捕許可業者数が多く、採捕量と現物との紐付けは困難である。流通するシラスウナギの現物と採捕量等の情報の紐つけが確実に実施できるのは集荷業者段階からである。従って、集荷業者（シラスウナギを一定量とりまとめ、他の業者または養殖業者へ販売・譲渡する者）、養殖業者の各段階で行うべき手順を定める。
- (4) 各段階で実施する手順は一步段階前の業者からシラスウナギの譲渡を受ける際に行うべき作業と一步後の業者へ譲渡する際に行うべき作業を明確化する（どのような情報を受け取るか、どのようにロット管理を行うか、譲渡先にどのような情報を持たせるか、一連の作業においてどのような記録を残すか）。
- (5) (4)での各段階での情報をチェーントレーサビリティとして、遡及可能とするための手法（伝票や譲渡証明書等の発行やロット番号の記載や伝票番号等の記載）を定める。

### 3 具体的な手法

- (1) シラスウナギの流通実態を調査（地域検討委員会）
- (2) 流通実態を考慮した識別ルール、伝達情報（記録様式）のマニュアル策定（総合検討委員会）
- (3) 策定したマニュアルの feasibility 検証（地域検討委員会）
- (4) シラスウナギ流通透明化のための仕組み作り（総合検討委員会）

#### (4) 地域検討会の内容について

舞田座長から、各県のシラスウナギ採捕・流通実態を踏まえた「シラスウナギトレーサビリティシステム（案）」が提示され、同案を各県の地域検討会等で審議し、その結果を第2回総合検討会で検討した。

#### (5) 第2回総合検討会の内容について

「シラスウナギトレーサビリティシステム（案）」について、各地域検討会での審議結果が以下のとおり報告され、同総合検討会での検討結果を踏まえ、舞田座長が「シラスウナギトレーサビリティシステム（案）」を「シラスウナギトレーサビリティシステム Ver. 1」（資料）に改正した。

##### ア 愛知県地域検討会の意見

- 「ロット番号」の取扱い年度は漁期とする。
- 養鰻業者に発行する「シラスウナギ譲渡証明書」には、「証明書の発行番号」のみを記載する。
- 養鰻業者が発行する証明数量の上限については、本県の養殖実態を踏まえ、1500倍が程度適当である。

##### イ 高知県地域検討会の意見

- 「ロット」については、高知県のシラスウナギの採捕実績報告の期間に合わせる。
- 「採捕許可番号」については、各許可名義人単位とする。
- 「サイズ」については、1kg当たりの尾数とする。
- 「重量」については100gを限度し、「○.○kg」との書き方とする。
- 令和3年度の実証試験は、地域を代表する数名（3～4名）の指定集荷人、流通センター、全養鰻生産者が協力する。

##### ウ 宮崎県地域検討会の意見

- 令和3年度の実証試験は、集荷先となる一般社団法人 宮崎県シラスウナギ協議会の協力を得て、県内産シラスウナギを対象に行う。

(6) 各地域検討会の取組イメージ

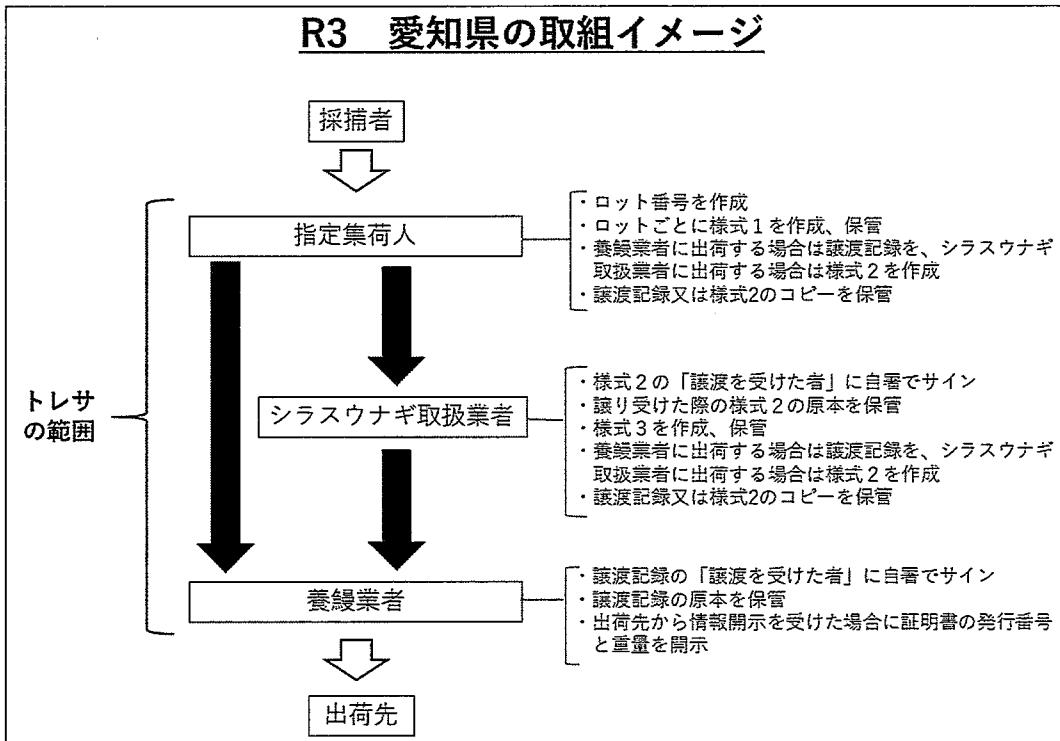


図 2 愛知県の取組みイメージ

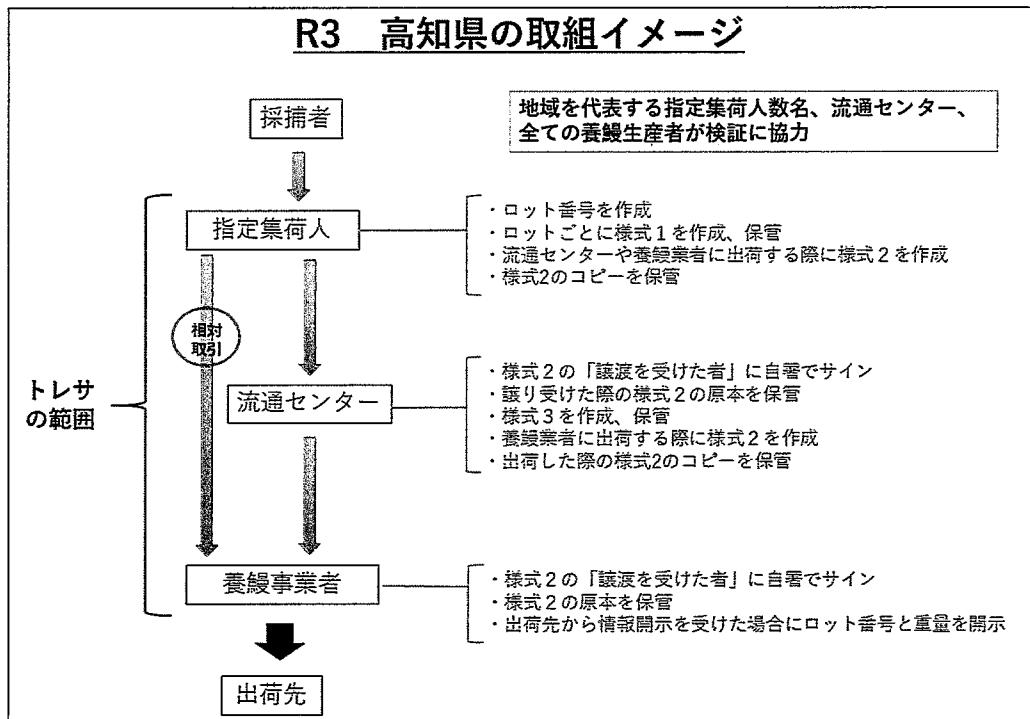


図 3 高知県の取組みイメージ

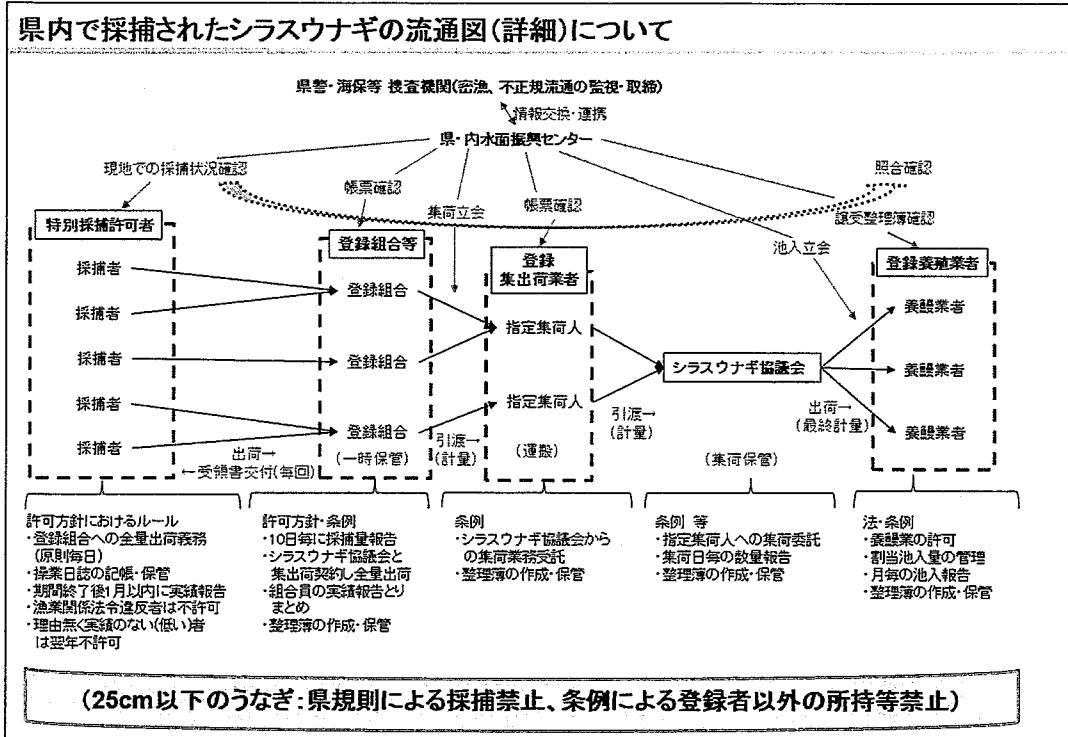


図 4 宮崎県の取組みイメージ

#### 4 考 察

ウナギ養殖業の基盤であるシラスウナギは豊不漁の差が激しく、不漁となりその価格が高騰すると、シラスウナギ流通の適正化や透明化について業界内で議論となるが、シラスウナギが豊漁になるとその議論は何処かへ消えてしまう、という繰り返しが長年にわたり行われてきた。

本事業では、シラスウナギの供給県である千葉県、需要県である愛知県、その両方に属する高知県と宮崎県のシラスウナギの採捕・流通、養鰻関係者、県担当者等が会しシラスウナギのトレーサビリティについて議論した。

今回、検討されているシラスウナギのトレーサビリティシステムは、消費者や小売店等がシラスウナギの入手について説明を求めてきた際に、その入手が適正であったことを証明するもので、その目的、方針及び具体的な手法については、第1回総合検討会で委員の賛同をいただいた。また、「シラスウナギのトレーサビリティシステム(案)」については第2回総合検討会での各地域検討会の審議結果を踏まえ同案をマニュアルVer.1に改正し、これを基礎として令和3年度には実証試験を行うこととなる。

シラスウナギを県内養鰻業者への供給を前提に採捕を許可している県、県外の養鰻業者への供給を前提としている県とではシラスウナギに対しての立ち位置や考え方が大きく異なる。また、シラスウナギ採捕関係者、流通関係者、養鰻関係者では利害関係が一部相反している部分もあり、第2回総合検討会では、集荷業者のロット番

号をどの段階まで通知すべきかとの議論もあり、今後はマニュアルのシステムを十分理解したうえで、ウナギ業界のためにどこまでお互いが協調できるかにかかると考える。

まずは同トレーサビリティシステムに賛同いただい業者から始め、将来的にはシラスウナギトレーサビリティシステムが、小売店や消費者に幅広く認知され、同システムの導入の有無が、消費者が商品を選ぶ際の選択肢の一つとなることを期待するところである。

# (資料)

シラスウナギトレーサビリティシステム手法確立事業

シラスウナギトレーサビリティマニュアル Ver.1

令和3年3月19日

## はじめに

シラスウナギについては、採捕者の過少報告や無許可の密漁等により、養鰻業者の池入れ数量と都府県のシラスウナギ採捕量の差異が生じており、不透明な流通実態が指摘されている。これまで、シラスウナギのトレーサビリティシステム手法確立のための総合検討会、地域検討会での議論を踏まえ、シラスウナギの流通を透明化し、ウナギ資源の適正管理、持続的な養鰻業に資することを目的として関連事業者が自主的に取り組むトレーサビリティシステム手法を構築した。

本トレーサビリティシステム構築にあたり、令和元年度第2回総合検討会において以下の基本方針を決定した。

- ア 本事業で構築するトレーサビリティシステムは上記目的の達成に向けて、真摯に取り組む事業者が自己の取り扱うシラスウナギが社会的な不正流通の批判を受けることがないようにするためにものであることを共有する。
- イ 本事業で構築するトレーサビリティシステムは、外部からの要求や不正流通の指摘を受けた場合に検証可能なシステムであり、検証によって不正流通がないことを証明できるものとする。
- ウ 採捕業者の段階では、採捕許可業業者の数が多く、採捕量と現物との紐付けは困難である。流通するシラスウナギの現物と採捕量等の情報の紐つけが確実に実施できるのは集荷業者段階からである。従って、集荷業者（シラスウナギを一定量とりまとめ、他の業者または養殖業者へ販売・譲渡する者）、養殖業者の各段階で行うべき手順を定める。
- エ 各段階で実施する手順は一步段階前の業者からシラスウナギの譲渡を受ける際に行うべき作業と一步後の業者へ譲渡する際に行うべき作業を明確化する（どのような情報を受け取るか、どのようにロット管理を行うか、譲渡先にどのような情報を伝達するか、一連の作業においてどのような記録を残すか）。
- オ エでの各段階での情報をチェーントレーサビリティとして、遡及可能とするための手法（伝票や譲渡証明書等の発行やロット番号の記載や伝票番号等の記載）を定める。

本トレーサビリティシステムは、各都道府県条例で定められ、運用されている従来の管理に代替して行うものではなく、シラスウナギの流通過程における透明性を確保するためのものであり、従来の管理の検証、消費者の信頼を得るために自主的に取り組むことを希望する。

## 1. 採捕者が漁獲したシラスウナギを集荷する集荷業者がなすべき事項

各都道府県の許可を得たシラスウナギの採捕者は多数に上り、この段階でのトレーサビリティの確保は困難である。従って、シラスウナギのトレーサビリティは採捕者からシラスウナギを集荷する集荷事業者の段階から始まるものとする。

集荷事業者が行う作業の手順は以下のとおりとする。

- 1) 集荷業者は採捕者からシラスウナギを受入れる毎にシラスウナギ集荷記録（様式1）に集荷日、採捕者許可番号、サイズ、重量を記録し、保管する。
- 2) 集荷業者は取り扱うロットを一定のルールに則って決める（例：7日間毎に集めたものを1ロットとする、一定期間に集荷したシラスウナギをサイズ毎に分けてそれぞれのサイズを1ロットとするなど）。
- 3) ロットが決定したときに別添資料1（ロット番号の作成ルール）に従って、ロット番号を作成し、様式1－1の“ロット番号”欄に記載する。また、記録様式の最下段にロット番号を作成した日、当該ロットのシラスウナギの平均サイズ、総重量を記載する。
- 4) 作成したロット番号は養殖場まで伝達される識別記号であり、集荷業者により一旦作成されたロット番号のリナンバーは認められない。すなわち、集荷業者からシラスウナギを譲渡され、それを他者（他の集荷業者、養殖場）へ販売する業者は新たにロット番号を付すことはできない。
- 5) 集荷業者が他者（他の集荷業者、養殖場）へ集荷したシラスウナギを譲渡するにはシラスウナギ譲渡記録（様式1－2）を作成し、シラスウナギの納品時に譲渡番号、譲渡した者の名称、譲渡したシラスウナギの重量を記載した譲渡証明書（様式2）を発行して、譲渡先へ交付する。受領者から返却された譲渡証明書の原本は譲渡元で保管する。
  - 5－1) シラスウナギを複数のロットから譲渡する場合は、それぞれのロット番号毎に譲渡した重量を記載する。
  - 5－2) 譲渡証明書の譲渡番号は発行日をコード化して記載する（例；令和2年12月6日に発行したものは“021206”と記載する）。
  - 5－3) 同日に複数の譲渡先へ証明書を発行する場合は上記発行番号に枝番を付して記載する（例；令和2年12月6日に3箇所に発行したものは“021206-1”、“021206-2”、“021206-3”と記載する）。

- 6) 様式1-2の作成に当たり、以下に注意すること。
- 6-1) 一つのロット番号のシラスウナギを複数の譲渡先に譲渡する場合には、その総量が譲渡を受けたシラスウナギの重量を超えていないことを確認しなければならない。
- 6-2) 複数のロット番号のシラスウナギを1カ所の譲渡先に譲渡するときは譲渡したシラスウナギの全てのロット番号、譲渡重量を記載する。

(様式 1-1)

シラスウナギ集荷記録

ロット番号

集荷日	採捕者許可番号	サイズ	重量 (kg)
ロット番号作成日		サイズ	総重量 (kg)

(様式 1 - 2)

シラスウナギ譲渡記録

シラスウナギのロット番号	譲渡した重量 (kg)
譲渡番号：	
シラスウナギの譲渡先：	

(様式 2)

シラスウナギ譲渡証明書

1. 譲渡番号：\_\_\_\_\_
2. 譲渡した者の名称：
3. 譲渡したシラスウナギの重量：\_\_\_\_\_ kg

証明書発行者自署：

シラスウナギ受領証

上記、シラスウナギを受領しました。

受領者自署：

## 2. 1の集荷業者からシラスウナギの譲渡を受けた取扱業者がなすべき事項

本項に定める取扱業者は、採捕者からシラスウナギを集荷する集荷事業者等からシラスウナギの譲渡を受け、譲渡を受けたシラスウナギを他者（他の集荷業者、養殖場）へ譲渡することを業務内容とする者で、採捕者からシラスウナギを集荷しない者が行う作業の手順は以下のとおりとする。

- 1) 当該業者はシラスウナギの譲渡を受けるごとに譲渡証明書正本を受領し、譲渡されたシラスウナギの重量を確認の上、シラスウナギ取扱記録（様式3－1）を作成する。
- 2) 譲渡を受けたシラスウナギの譲渡証明書原本の“シラスウナギの譲渡を受けた者”欄に自署のうえ、複写し保管する。
- 3) 譲渡証明書原本は譲渡先へ送付する。
- 4) 譲渡を受けたシラスウナギを他者へ譲渡するときにはシラスウナギ譲渡記録（様式3－2）を作成し、シラスウナギの納品時に譲渡番号、譲渡した者の名称、譲渡したシラスウナギの名称を記載した譲渡証明書（様式2）を発行して、譲渡先へ交付する。受領者から返却された譲渡証明書の原本は譲渡元で保管する。様式2の作成は上記1の5)に従って取扱うものとする。
- 5) 様式3－2の作成に当たり、以下に注意すること。
  - 5－1) 一つの譲渡番号のシラスウナギを複数の譲渡先に譲渡する場合には、その総量が譲渡を受けたシラスウナギの重量を超えていないことを確認しなければならない。
  - 5－2) 複数の譲渡番号のシラスウナギを1カ所の譲渡先に譲渡するときは譲渡したシラスウナギの全ての譲渡番号、を記載する。

(様式 3 - 1 )

シラスウナギ取扱記録

譲渡された証明書の譲渡番号	サイズ	重量 (kg)

(様式 3-2)

シラスウナギ譲渡記録

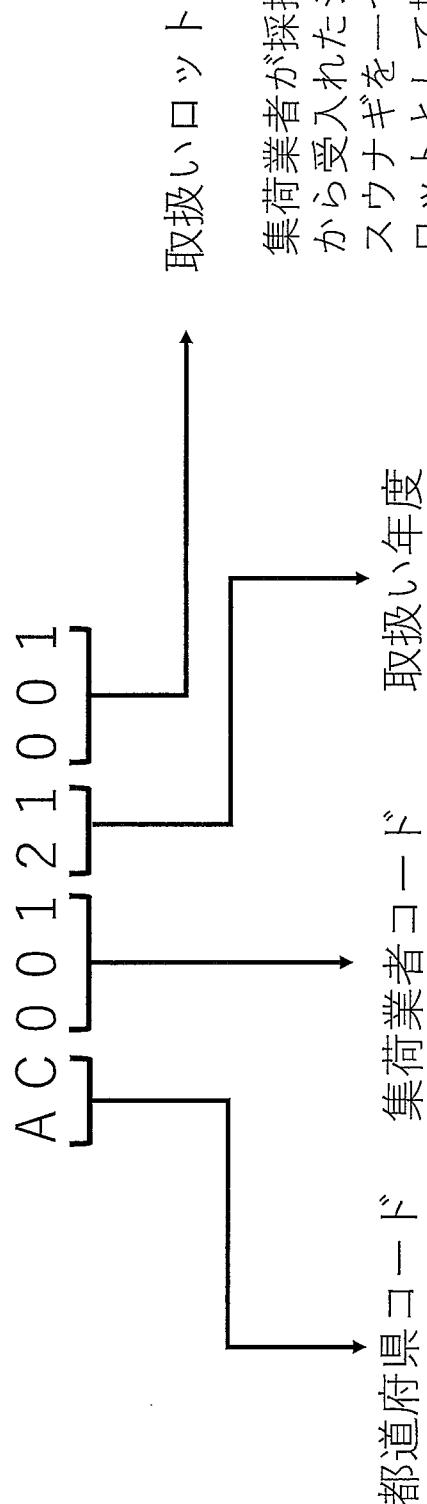
譲渡されたシラスウナギの譲渡番号	譲渡した重量 (kg)
譲渡番号 :	
シラスウナギの譲渡先 :	

### 3. 養殖用種苗としてシラスウナギの譲渡受けた養殖事業者がなすべき事項

養殖用種苗としてシラスウナギの譲渡を受けた養殖事業者が行う作業の手順は以下のとおりとする。

- 1) シラスウナギの受入れにあたっては、購入先から発行される譲渡証明書（様式3）を受領し、重量を確認の上、“シラスウナギの譲渡を受けた者”欄に自署のうえ、複写し保管する。
- 2) 譲渡証明書正本は譲渡先へ送付する。
- 3) 種苗導入記録、飼育管理記録、分養記録などGAPで求められる養殖場での遡及可能な記録の作成に務める。
- 4) 養殖ウナギの出荷先からシラスウナギの調達に関する情報を求められた場合には、適切な方法で開示するものとする。開示の方法は生産者が協議して定めるものとする。

## 口ツト番号の作成ルール



都道府県毎に  
集荷業者固有  
のコード番号  
を割り当てる。  
愛知県 : AC  
高知県 : KC  
高崎県 : MR  
宮崎県 : CB  
千葉県 : 千

西暦の下2桁  
ロツト番号の取扱い年  
度は漁期（12月～4  
月）を記載する。（例  
えば、2020年12  
月から2021年4月  
までは「21」と記載。

集荷業者が採捕者  
から受入れたシラ  
スウナギを一つの  
ロツトとして扱う  
際の識別番号。  
一定期間に集めた  
シラスウナギを一  
つのロツトとして  
001から昇順に番号  
を付す。

# トレーサビリティシステムの取組イメージ

